# 軽度者の福祉用具貸与「確認依頼書の提出」

「軽度者の福祉用具貸与フロー図」より、保険者への確認依頼書提出が必要な場合の事務の流れ・ポイントについては下記のとおりです。

### 提出までの流れ(ケアマネジャー等の事務的な流れ)

- ①医師の医学的所見を確認(主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談・電話等での聴取)
- ②ケアマネジャー等が医師の医学的所見に基づき、利用者の状態像が i から iii のいずれかに該当する旨の判断をしていること。当然ながら医師自らが利用者の状態像を判断していてもかまいません。
- ③サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、貸与の必要性が特に必要である旨の判断がされている必要があります。

## ポイント1

- ・ サービス担当者会議等については、適切なケアマネジメントが可能なら退院時のカンファレンスでも可とします。
- ・ 会議等に医師が参加している場合は当然ながら意見書・診断書・照会文書等は不要となり、議事録に会議の場で確認した医師の医学的所見を明記すれば問題ありません。
- ・ 医学的所見に基づく利用者の状態像(必要性が想定される状態像iからiiiのいずれかに 該当)の判断はケアマネジャー等である。医師(主治医)はケアマネジャー等に含まれ るので、これまでどおり医師が状態像を判断することは全く問題ありません。
- 「状態像の判断は医師がすべきもの」とはなっていません。

#### 提出書類(必要な書類について)

- ①「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認依頼書」
- ②「医師の医学的所見が確認できる書類」 ただし、医師が会議等に参加しているあるいは、面談・電話等で医学的所見を聴取した場合は、医学的所見を③の「サービス担当者会議等の議事録」に明記すれば当書類は不要です。
- ③「サービス担当者会議等の議事録」
  - ・ 医師の医学的所見に基づき判断した利用者の状態像(必要性が想定される状態像iから iiiのいずれかの状態)が明記されていること。
  - ・ 適切なマネジメントにより、貸与の必要性が特に必要である旨の判断が明記されている こと。

## ポイント2

- ・ <u>医師の医学的所見はサービス担当者会議等までに確認が必要</u>です(医師が会議に参加している場合を除く)。会議後に意見書を入手する(医学的所見を後付する)ケースが見受けられます
- 「立ち上がりが困難」はどの状態像にも該当しない。この理由では特殊寝台の貸与は不可です。
- ・ 特殊寝台は背上げ・足上げ機能の必要性が認められないと貸与不可です。ベッド柵があれば寝返り起き上がりができる場合の柵レンタル目当ての貸与は不可です。
- ・ 車いす・車いす付属品、移動用リフトの貸与については、「フロー②」に該当する場合、 保険者への確認依頼書の提出は不要です。